

【1996年2月7日】高額療養費の自己負担限度額の改定について  
医療保険審議会（第16回）

平成8年2月7日

厚生大臣 菅 直人 殿

医療保険審議会  
会長 塩野谷 祐一

答申書

平成8年2月7日厚生省発保第6号をもって諮問のあった健康保険、船員保険及び国民健康保険の高額療養費の自己負担限度額の改定については、下記のとおり答申する。

高額療養費の自己負担限度額を、諮問内容のとおり改定することについては、やむを得ないものとして了承する。

（高額療養費関連資料）

高額療養費自己負担限度額の改定について

平成8年度改正案（8年5月実施）

一般分 通常 63,000円 63,600円

（注1）一般分の多数該当に係る限度額（37,200円）については据置。

（注2）低所得者分に係る限度額（通常分35,400円、多数該当24,600円）については据置。

（注3）合算対象基準額（自己負担 一般分30,000円、低所得者分21,000円）については据置。

（注4）特定疾病（血友病、人工透析）に係る限度額（10,000円）については据置。